

3月6日の本会議において、小規模多機能自治検討特別委員会に付託を受けました議案第4号および議案第27号の2議案について、3月15日および23日に開催した委員会の審査結果を報告します。

議案第4号「湖南省コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について」では、「コミュニティセンター」と「まちづくりセンター」の設置目的を明確化するとともに、中学校区単位で「コミュニティセンター」を設置するため、一部の「まちづくりセンター」を「コミュニティセンター」に変更するもので、併せて「まちづくりセンター」のコミュニティセンター化に伴い、「市民学習交流センター」の利用等に係る規定を改正する内容です。

議案第27号「湖南省版小規模多機能自治基本構想の策定について」では、今後、持続可能な地域づくりを行政と地域、民間事業者が連携して進めていくための基本的な考えを制定するもので、本基本構想を基に行政機能の集約化と分散化を、公共施設等総合管理計画個別施設計画や東庁舎・西庁舎周辺整備との整合を図りながら進めていくことにより湖南省版小規模多機能自治による4つの生活圏域である中学校区単位での拠点づくりを構築していくことをめざす内容です。

両議案は密接に関係することから、一括議題として審査いたしました。

主な質疑は次のとおりです。

「コミュニティセンターとまちづくりセンターの違いについて」の質疑に対し、「両施設の利用目的の差別化を図るためコミュニティセンターを広く利用しやすい施設に改正するもの」と答弁。

「コミュニティセンターとまちづくりセンターの飲食の利用について」の質疑に対し、「コミュニティセンターは飲食可能、まちづくりセンターは飲食不可と違いはあるが、使いやすいように利用基準を見直す」と答弁。

「まちづくりセンターがコミュニティセンターに移行後も、サークル活動は継続できるのか」との質疑に対し、「令和5年4月の料金改定に合わせて、各まちづくりセンターのサークルを湖南省全域の生涯学習サークルへ移行することから、サークルは継続して活動できる」と答弁。

「石部文化総合センター解体後のまちづくりセンター機能は」との質疑に対し、「解体後、小規模多機能自治センター新設までの間は、まちづくりセンターの代替機能が必要だと認識している」と答弁。

「石部図書館は」との質疑に対して、「現在2館体制の図書館は、あり方を整理した後、小規模多機能自治検討特別委員会に案を示す」と答弁。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決の結果、議案第4号は全員賛成で、議案第27号は賛成多数で、2議案とも原案どおり可決すべきものと決しました。